

家畜の死体について適切な取扱いをお願いします

- 愛知県愛西市の養豚場において、管理者が豚コレラの疑いがあるとして、死亡した豚を農場内で焼却していた事例が確認されました(精密検査の結果、豚コレラではありませんでした)。
- このような行為は、豚コレラ等家畜伝染病の発見が遅れ、感染を拡大させる恐れがあり、また、死体を適切に処理しなかった場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に抵触するおそれがあります。
- 改めて、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

豚・いのししを飼養している方へ

- 引き続き、野生動物等からの病原体の侵入防止の徹底、異常豚の早期発見・早期通報をお願いします！
- 発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎や流死産を複数豚で認めた場合は早期に確実に通報ください！
- 衛生管理区域、豚舎出入口の消毒を徹底してください！
 - ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置
 - ・畜舎及び器具等の定期的な清掃又は消毒
 - ・豚舎への野生動物(いのしし、ねずみなど)の侵入防止
 - ・死亡豚の適正処理(処理するまでの間は野生動物との接触がない場所に保管)
 - ・異常豚の早期発見・早期通報！(1頭様子が変わったと思ったら、次々と高熱、元気消失、食欲不振の豚が続発する)
- ・肉及び肉製品を含み又は含む可能性のある食品残さの適正使用(70℃以上で30分間以上、または80℃以上で3分以上の加熱処理)

滋賀県家畜保健衛生所
近江八幡市西本郷町226-1
TEL:0748-37-7511
FAX:0748-37-4821
緊急携帯:090-3613-7486

北西部支所
◇ 高島市今津町弘川249-1
TEL:0740-22-2145
FAX:0740-22-6681
緊急携帯:080-6176-8052